

スマートアグリ ジャパン 2021 出展申込書

申込締切日
2021年2月26日(金)

スマートアグリ ジャパン 事務局 行
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル4階 アテックス(株)GPEC 事務局内

原本送付
※控えとして本紙コピーをお手元に保管してください。
※裏面の規約を必ずご一読ください。

事務局が定める一連の規約を遵守することを承諾して、下記のとおり出展を申し込みます。

申込日 年 月 日

出展者名	フリガナ				
	和文	(印)			
	英文				
URL		http://			
本社所在地	〒	TEL ()	-		
		FAX ()	-		
担当部署所在地	〒	TEL ()	-		
		FAX ()	-		
公開用E-mail () ※公式ホームページに公開するため、迷惑メールを受信する可能性があります。ご了解の方のみご記入ください。					
代表者	部署・役職	フリガナ氏名	(印)	連絡担当者	フリガナ氏名
	代表者:E-mail			担当者:E-mail	

2. 出展小間数および料金(税込) (展示小間の規格:間口約3.0m×奥行き約3.0m×高さ2.7m)

<input checked="" type="checkbox"/>	申込小間数(b)	<input checked="" type="checkbox"/>	角小間指定(c)	出展料金(a)×(b)+(c)	支払予定
<input type="checkbox"/>	※1 会員: ¥326,700	<input type="checkbox"/>	する※2 ¥110,000	¥	2021年 月 日
<input type="checkbox"/>	一般: ¥366,300	<input type="checkbox"/>	しない		支払期限:2021年3月31日(厳守)
※1 会員: スマートアグリコンソーシアムの会員 ※2 角小間指定: 4小間以上の場合、角小間指定は不要					

3. 希望小間タイプ(○で囲んでください。)

a. 単列小間 (シングル)

b. 複列小間 (ダブル)

c. 独立小間 (スペース)

希望小間サイズ ()m × ()m ※ご希望に添い兼ねる場合があります。 ※独立小間の寸法は調整させていただきます。 ※振込手数料は、申込者にて負担願います。

4. 予定する設備・付帯事項(各項目の要・不要、有・無のどちらかを○で囲んで下さい) ※裏面「天井張り・屋根構造について」をご参照ください

給・排水工事	エア(圧縮空気)	アンカーボルト	電気使用見込量	天井構造※	試飲・試食
要・不要	要・不要	要・不要	100V 200V	有・無	要・不要

5. 出展内容(主要な分野を1つだけ選択してください。)

分野	<input type="checkbox"/> システム <input type="checkbox"/> 機器 <input type="checkbox"/> 農業支援・サービス <input type="checkbox"/> 要素技術 <input type="checkbox"/> 資材・装備品 <input type="checkbox"/> その他()
製品・サービス	名称:
	みどころ:

6. PR メッセージ (20文字以内) (来場者へ向けたメッセージ、または貴社展示内容をご記入ください。メールマガジン、News、Web等に掲載させていただきます)

--

7. 共同出展者(社名とフリガナをご記入ください)

1.	フリガナ ()
2.	フリガナ ()
3.	フリガナ ()

9. 連絡事項

Aichi Sky Expo 現地視察会(3月予定)の参加ご希望(有・無)

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当者印1	担当者印2	担当者印3	承認印	備考
--------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	----

【個人情報の取り扱いについて】

ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報のご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、ご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

<出展規約>

1. 出展申込受付の基本条件

出展者は、本展の開催主旨に合致し、出展申込書の出展製品欄に明示された内容以外の展示はできないものとします。

2. 申込の決定

事務局は、申込の受理、もしくは拒絶を決裁するものとします。なお、受付拒絶の理由は開示しないものとします。

また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

3. 出展小間料金の請求と支払い

事務局が出展申込書を受取り、記載内容について承認の後、出展者に出展小間料金を請求します。出展者は2021年3月31日(水)までに指定の口座に振込むものとします。

なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

4. 出展小間料金に含まれるもの

- ①出展小間スペース(バックパネル、サイドパネル)
- ②招待券(出展小間数に応じた規定枚数)
- ③事務局による企画運営費および広告宣伝費
- ④公式ホームページおよび会場案内図への社名掲載
- ⑤事務局による安全管理費、要員費および警備費

5. 出展小間料金に含まれないもの

- ①出展者の自社小間の装飾、設営、運営費
- ②自社小間内の電気、水道、ガス等設備工事費および使用料
- ③自社出展機器などに対して付保した損害保険料
- ④展示・実演および搬入出の際に発生した対人傷害などの事故にかかる費用
- ⑤法令および展示規則に基づく展示装飾等の改修費用
- ⑥その他、出展小間料金に含まれるもの以外の費用

6. 出展申込後の取消し

- (1)出展者は、出展申込後の小間の取消・変更(全部または一部)はできないものとします。但し事務局が不可抗力と認め解約を承認する場合、下記の通り出展者はキャンセル料を事務局に支払うものとします。

(事務局が出展者からの書面による解約通知を受領した日を基準とする)

- ①2021年3月31日(水)以前 出展小間料金の50%
- ②2021年4月1日(木)以降 出展小間料金の100%

- (2)出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。出展者がすでに支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分を事務局より振込手数料を差し引き返還します。

- (3)事務局は、展示会の開催前および開催中に、出展者が本展示会の規定に重大な違反をした場合、または出展申込書に虚偽の記載があった場合、もしくは登録された以外の出展物を展示したり、展示しようとする場合、出展を取り消すことができるものとします。

7. 小間位置の決定

- (1)小間位置は出展内容、出展規模、実演の有無、申込順などを考慮して主催者および事務局が決定します。
- (2)主催者および事務局は、入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

8. 小間の転貸等の禁止

出展者は、自社の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換、あるいは譲渡することはできないものとします。

9. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名等を申込時に事務局へ通知するものとします。

10. 出展物等の配置および撤去

- (1)出展物等の会場への搬入と設置は、後日事務局より通知された時間内におこなわれるものとします。小間内の出展物配置は、会期が始まる前日の午後4時までに完了されなければならないものとします。

出展者が前記時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方

法で使用できる権利を有します。その際出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料を事務局に支払うものとします。

- (2)会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず出展者は事務局の承認を得た後、作業をおこなうこととします。

- (3)小間内の出展物および装飾物等は、後日事務局より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは出展者の費用で事務局により撤去されるものとします。

11. 展示場の使用

- (1)実演または他の宣伝活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展者は実演または宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

- (2)他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できないものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更へ同意するものとします。

- (3)事務局は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また事務局の立場から見て、見本市の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および事務局が問題があると考える性質のすべてにおよぶものとします。

- (4)上記の制限または撤去の場合、事務局は当該出展者に対し展示費用や出展小間料金の保障等、いかなる返金またはその他展示費用負担の責を負わないものとします。

12. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生じる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

13. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

14. 展示会の中止および延期

主催者および事務局は、展示会の開催が不可抗力(地震、災害、戦争・テロリズム、疫病・感染症の蔓延、その他の理由等)による原因で中止または無期延期とした場合、以下の基準により出展料金を返金します。なお、中止または無期延期が決定した時点で、出展者が出展料金を支払っていない場合、出展申込済の出展料金と下記基準による返金額との差額を出展者が支払うこととします。

- ①出展申込から2021年3月31日(水):出展料金総額の100%
- ②2021年4月1日(木)から5月31日(月)まで:出展料金総額の70%
- ③2021年6月1日(火)から7月9日(金)まで:出展料金総額の50%
- ④2021年7月10日(土)から7月16日(金)まで:出展料金総額の0%

15. 規約の遵守

- (1)出展申込者、共同出展者および出展関係者は、事務局が定める一連の規約(出展申込書、出展マニュアル等)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。

- (2)万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生じる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

※天井張り・屋根構造について

展示物、装飾物ともに、消火設備の散水障害または感知障害となる天井張り、屋根などを設けることはできません。

ただし、「ビニールハウス」や「コンテナ」等商品の展示、その他展示物の状況によりやむを得ず、屋根、一部天井、暗幕などを設置する場合は、事前に会場所轄消防署の指導を受ける必要があります。その際、散水/感知障害への対策として個別に消防署より、消火設備や無線式感知器等の設置を指示されることがあります。その場合の設置費用は出展者負担となります。なお、承認を得ていない場合は消防署の検査にて改善を求められますのでご注意ください。

(詳細は出展者説明会にてご案内いたします)